**平成２３年（フ）第１４９号**
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目15番34―406号　メゾン・ド・サンディーク、前住所愛知県一宮市浅野字馬東11番地２
債務者　松川　敦永
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第２３４号**
静岡県浜松市南区芳川町672―２　ディアスパイオレット201、住民票上の住所静岡県浜松市西区馬郡町1545番地の13、前住所愛知県豊橋市忠興２丁目３番地の５　B―201
債務者　西尾亜矢子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第２５３号**
静岡県浜松市西区篠原町21457番地の１
債務者　大山一二三
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第２５４号**
静岡県浜松市西区篠原町21457番地の１
債務者　大山　優子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第５１８号**
東京都立川市羽衣町２丁目31番10号桂荘101号
債務者　佐藤　一正
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第２８６号**
釧路市鳥取北７丁目１番24号
破産者　魚谷　益三
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第３４４号**
釧路市川端町２番４号
破産者　森田敬四郎
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第３６号**
水戸市見和１丁目359番地の６県営桜ヶ丘アパート10棟202号、開始決定時の住所水戸市元吉田町1802番地の９
破産者　中野　隆司
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第５６６号**
新潟市中央区鐙３丁目10番15号第３コーポ青木105号、前住所新潟市江南区砂岡３丁目５番24号
破産者　佐藤　裕子
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第７５４号**
新潟市西区寺尾朝日通13番６号　サンライズ寺尾104号
破産者　新井田美和子
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２１０号**
新潟県長岡市中沢３丁目58番地６、前住所新潟県長岡市新組町173番地４
破産者　江本　欣也
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第１６号**
兵庫県丹波市春日町黒井2015番地３
破産者　和田　　均
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２２年（フ）第４２号**
兵庫県西宮市名塩赤坂17番19号
破産者　吉野　哲郎
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２２年（フ）第３８号**
広島県尾道市向島町6254番地３
破産者　伊達　久志
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２２年（フ）第２６８号**
広島県福山市水呑町1028番地３、旧住所広島県福山市鞆町鞆629番地
破産者　叭田　眞司
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第１２０３号**
福岡県福津市福間駅東３丁目３番27号
破産者　河津　利夫
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部